

## 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度のしおり

## 内容

- 1 「母子・父子・寡婦福祉資金」貸付制度とは
- 2 貸付対象者
- 3 主な貸付種類
- 4 貸付要件
- 5 連帯保証人
- 6 貸付の流れ
- 7 償還について
- 8 貸付相談・申請窓口

## 1 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度とは

母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度は、ひとり親家庭及び寡婦等の経済的自立を図るため(子どもの修学や就学支度、親自身の技能習得など)に資金を貸し付ける制度です。

貸付を希望される方は、福祉事務所等へ必ず事前にご相談ください。

## 貸付対象者

貸付を利用できるのは、次の(1)～(9)いずれかにあてはまる方です。

## 《 母又は父 》

- (1) 母子家庭の母・・・配偶者のない女子であって現に20歳未満の者(以下「児童」という。)を扶養している者
- (2) 父子家庭の父・・・配偶者のない男子であって現に児童を扶養している者  
※ 父子家庭の父が扶養する末子の年齢が20歳以上の場合、貸付は利用できません。
- (3) 寡婦・・・かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある配偶者のない女子  
(現に扶養している子がいない場合は前年所得203万6千円以下であること。)
- (4) 40歳以上の配偶者のない女子であって母子家庭の母及び寡婦以外の者  
(現に扶養している子がいない場合は、かつて婚姻したことがあり前年所得203万6千円以下であること。)

## 《 子 》(就学支度資金・修学資金・就職支度資金・修業資金)

- (5) 母子家庭の児童等・・・配偶者のない女子に現に扶養されている児童及び20歳以上の子
- (6) 父子家庭の児童等・・・配偶者のない男子に現に扶養されている児童及び20歳以上の子
- (7) 父母のない児童・・・父母と死別した児童及びこれに準ずる児童
- (8) 寡婦に扶養されている20歳以上の子
- (9) 修学資金、修業資金貸付中の親が死亡したときの児童及び20歳以上の子

※ 子への貸付に際しては、償還能力を有する連帯保証人をたてる必要があります。

## 2 貸付対象者について

### 3 主な貸付種類について

## 主な貸付金

資金名	資金用途	対象者	貸付限度額
技能習得資金	就労に必要な知識技能を習得するための授業料等に充てる資金	ひとり親家庭の親・寡婦等	月額 68,000 円
修業資金	就労に必要な知識技能を習得するための授業料等に充てる資金	ひとり親家庭の児童等 寡婦の扶養する子 父母のない児童	月額 68,000 円
就学支度資金	高校・大学等への入学時に必要な 入学金等に充てる資金	ひとり親家庭の児童等 寡婦の扶養する子 父母のない児童	私立大学自宅通学の場合 580,000 円
修学資金	高校・大学等の授業料等に充てる資金	ひとり親家庭の児童等 寡婦の扶養する子 父母のない児童	私立大学自宅通学の場合 月額 108,500 円
生活資金	技能習得期間中等の生活を維持するための資金	ひとり親家庭の親・寡婦等	技能習得期間中の場合 月額 141,000 円

※ 上の表の貸付限度額は、資金の用途や内容、収入等によって異なります。

※ 子に係る資金(修学資金・修業資金・就学支度資金等)は無利子となります。

※ 子に係る資金以外は、連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人を立てられない場合は、年 1.0% の有利子となります。

### 4 貸付要件について

## 貸付要件

#### 《 住所要件 》

- ・原則、住民基本台帳が大阪府内(政令市・中核市を除く)にあり、現に居住している者。

#### 《 償還能力・意思の要件 》

- ・償還能力を有すること。
- ・制限行為能力者(未成年者※、成年被後見人、被保佐人、被補助人)でないこと。  
※未成年者は、法定代理人の同意があれば貸付可能
- ・新規貸付とは別に当貸付制度を利用している場合、滞納していないこと。
- ・新規貸付申請時に 60 歳未満であることが望ましい。
- ・最終償還時点で 70 歳未満であることが望ましい。

#### 《 その他 》

- ① 主な返済者を貸付申請者とする。
- ② 多重債務に陥っている場合・陥りつつある場合は貸付不可。
- ③ 反社会的な団体との関係者等は貸付対象外。
- ④ 子に係る資金は、親自身が償還能力を有しなくても、連帯保証人(親・子とは別住所かつ別生計の第三者)をたてることによって子自身が借主となれる。
- ⑤ 子に係る資金は、貸付を受ける子の年齢が 25 歳未満であることが望ましい。  
(子が未成年の場合は法定代理人の同意が必要。)

# 5 連帯保証人について

## 連帯保証人

連帯保証人は、主たる債務者と連帯して債務を負担(借主本人と同じ立場で支払い義務を負う)しなければなりません。

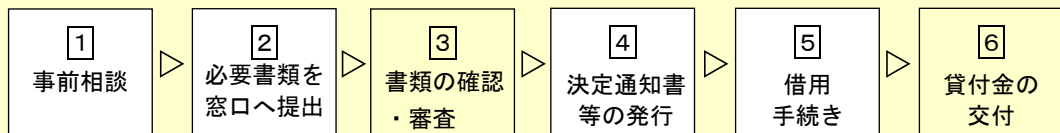
## 連帯保証人の要件

連帯保証人をたてるときは、以下の要件を満たすことが必要です。

- ・親子と別住所かつ別生計の第三者であること。子が借主となる場合は子の親でも可。  
※ 子に対する貸付において、親が生活保護受給中や自己破産免責後3年が経過していない等、経済的に自立していない状態あるいは生活が不安定な状態であるときは、親以外の第三者を連帯保証人に選任すること。
- ・制限行為能力者(未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人)でないこと。
- ・弁済資力を有する者(一定の職業を持ち、独立した生計を営んでいる者で、貸付金の返済能力を有する者。多重債務者(多重債務に陥りつつある者)・生活保護受給者・自己破産免責(民事再生、任意整理含む)後3年が経過していない者は不可)。
- ・資金の貸付に関する利害関係者でない者。
- ・連帯保証人として債務の保証承諾意思が確実にあり、名目上の保証人という意識でないこと。
- ・当貸付金や税等の公金を滞納していない者。
- ・新規申請時 60 歳未満であって、最終償還時点で 70 歳未満であることが望ましい。
- ・原則、大阪府内在住者であること。但し、やむを得ない場合はこの限りではない。

## 貸付の流れ

貸付金が必要な場合は、お住まいの貸付相談窓口(「8 貸付相談・申請窓口」参照)へご相談のうえ手続きをしてください。



1 必要な貸付金の種類・金額等について、事前相談が必要です。

2 貸付申請に必要な書類

- 貸付申請書
- 世帯全体の住民票及び戸籍謄本
- 償還計画書
- 子の扶養の事実を証明する書類
- 納税証明書
- 年収や月収(3か月分)を証明する書類
- 個人情報の取扱いに係る同意書
- 連帯保証人の本籍地入り住民票及び収入を証明する書類
- 個人番号通知カード又は個人番号カード(住民票に記載のある場合は不要)
- その他資金の種類に応じた必要な書類(生活収支状況表等)

3 審査と貸付決定

貸付相談窓口で面談のうえ、申請書類を提出してください。  
大阪府において貸付の必要性及び償還能力等について審査し、貸付決定をします。

4 決定通知書等の発行

貸付決定された方に対し、貸付決定通知書や借用証書、確認票(債務に対する意思確認)、貸付金交付請求書及び口座振替納入依頼書等の書類をお渡しします。

5 借用手続き

借主、連帯借主及び連帯保証人は、貸付金遵守条項を確認のうえ、自署・捺印した借用証書、印鑑登録証明書及び確認票等を提出して下さい。併せて、面談等で連帯借主・連帯保証人の債務承諾・償還の意思確認を行います。

また、銀行で予め償還のための口座振替の手続きをしていただく必要があります。

6 貸付金交付

借用証書・貸付金交付請求書等の内容を確認し、借主が事前に申請した金融機関の普通預金口座(借主本人名義に限る)に貸付金を振り込みます。

# 6 貸付を受けるまでの流れ

## 償還の計画

- ・資金ごとに定められた据置期間経過後に償還が始まります。
- ・原則、貸付申請時に償還計画書に記載された償還期間内に、元利均等払いで返済していただきます。
- ・母子・父子・寡婦福祉資金は、償還金を主な財源として貸付を行っています。返済が滞ると、次に資金を必要とする方への貸し付けが困難になりますので、必ず納期限までにご返済ください。
- ・返済が遅れた場合、延滞した元利金額に対して、納付期限の翌日から納付日までの遅れた日数分に年率3%の割合で計算した違約金を徴収します。また、一括での返済や、連帯保証人への請求、訴訟や強制執行等の対象となることがありますので、ご注意ください。

## 償還方法・償還相談窓口

- ・償還方法は、原則、口座振替による元利均等・月賦払いとなります。

### 《口座振替ができる金融機関》

りそな銀行・三井住友銀行・三菱UFJ銀行・関西みらい銀行・池田泉州銀行 の普通預金口座です。口座をお持ちでない場合は、借用手続までに口座の開設が必要です。住所変更、借主・連帯借主・連帯保証人の状況等に変化があれば、必ずお知らせください。

### 《償還相談窓口》

大阪府福祉部子ども家庭局家庭支援課 貸付・手当グループ 償還担当(TEL:06-6944-3790)

事情がある場合は、相談に応じますので、必ず償還担当までお知らせください。

### 貸付相談・申請窓口(住所地の福祉事務所等)

※ 郡部(島本町を除く)にお住まいの方の相談窓口は子ども家庭センターになります。

府内市・町福祉事務所			
池田市	072-754-6525	箕面市	072-724-6738(内線 3236・3266)
茨木市	072-620-1625	摂津市	06-6383-1980
島本町	075-962-8454	守口市	06-6992-1647
大東市	072-870-9655	門真市	06-6902-6148
四條畷市	072-877-2121	交野市	072-893-6406
柏原市	072-972-1563	松原市	072-334-1550(内線 2155)
藤井寺市	072-939-1162	羽曳野市	072-958-1111(内線 1220)
大阪狭山市	072-349-8015	富田林市	0721-25-1000(内線 204)
河内長野市	0721-53-1111(内線 170)	泉大津市	0725-33-1131(内線 2116)
高石市	072-275-6476	和泉市	0725-99-8136
岸和田市	072-423-9624	貝塚市	072-433-7021
泉佐野市	072-463-1212(内線 2386)	泉南市	072-483-3472
阪南市	072-489-4519	豊能郡	072-752-7948(池田子ども家庭センター)
泉北・泉南郡	072-430-4321(岸和田子ども家庭センター)	南河内郡	0721-25-1131(内線 244) (富田林子ども家庭センター)
政令市・中核市の相談窓口			
大阪市	住所地の区の保健福祉センター 福祉業務担当	堺市	住所地の区の保健福祉総合センター 子育て支援課
豊中市	子ども未来部子育て給付課	高槻市	子ども未来部子ども育成課
枚方市	ひとり親家庭相談支援センター	八尾市	子ども若者部子ども若者政策課
寝屋川市	子ども部子どもを守る課	東大阪市	住所地の地域の福祉事務所 子育て支援係
吹田市	児童部子育て給付課		